

随意契約理由書

1 業務名	阪神高速道路ネットワークモデルの実務適用等に関する検討業務（その3）
2 業者名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、これまでに構築した3次元の阪神高速道路ネットワークモデルの実務適用等を目的として、これまでに構築してきたシミュレーションモデルの精度向上を図るとともに、シミュレーションモデルの活用に係る検討を行うものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、以下の要件が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 阪神高速道路構造物に関するモデル精緻化や過去の地震の影響評価等を行うために、阪神高速道路の構造物に精通し、長大橋を含む高架橋の図面情報等から解析モデルの構築に必要な情報を抽出するノウハウ等を有していること。② これまでに構築してきた阪神高速道路ネットワークモデルの仕様や特性などを熟知し、解析精度向上等のノウハウ等を有し、解析結果から要因の分析ができること。③ 阪神高速道路に関する特殊な知識・経験、技術的知見を有する学識者・有識者等の専門家で構成される委員会を組織でき、中長期的な視点で継続的に阪神高速道路に関する高度な検討を実施することができること。 <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該研究所」という。）は次のとおり本業務に必要とされる実績及び体制を有している。</p> <ol style="list-style-type: none">① 過年度に実施した業務において、阪神高速道路全線の構造物の情報を収集し、阪神高速道路の構造物に精通しており、また、膨大な図面情報等から解析モデルの構築に必要な座標、線形、形状等の情報を抽出した実績及びノウハウを有している。② 阪神高速道路ネットワークモデルの解析精度向上や解析の分析等の実績及びノウハウを有し、当該モデルの仕様や特性などを熟知している。③ 当社の技術審議会の委員及び顧問をメンバーに含む有識者委員会を長年にわたり組織、運営し、阪神高速道路に関する高度な検討を中長期的な視点で継続的に実施している。 <p>ことから、本業務を実施するために必要な要件を備えている。</p> <p>また、本業務と同種業務を過去10年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、現時点において当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>